食品を販売している皆様



食品表示"できてますか?



食品表示法では、販売される生鮮食品や加工食品などの食品に食品表示が 義務付けられています。ここでは一般用加工食品の表示方法について説明します。

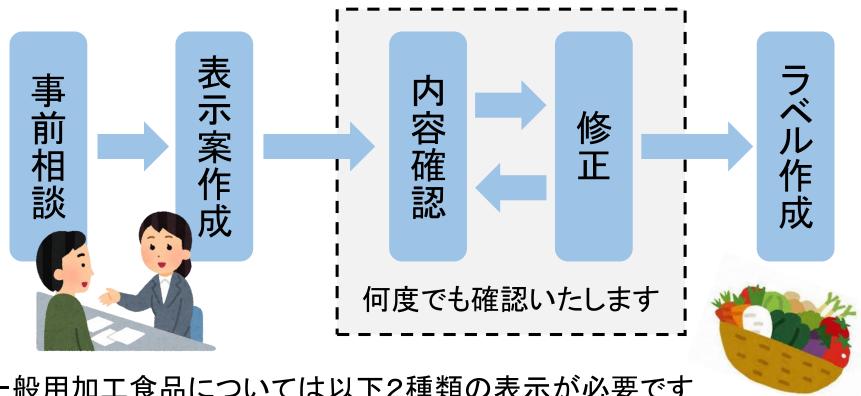
※表示がない場合や、誤った表示(例:アレルギー表示欠落、期限誤表示. 産地の誤表示)の場合、**回収命令など行政処分の対象**となることがあります



「容器包装に入れられた加工食品」は表示が必要です。

※設備を設けて飲食させる場合や、客の注文に応じてその場 で容器に詰めて販売する場合は、表示は必要ありません。

く表示作成の流れ>



·般用加工食品については以下2種類の表示が必要です

一括表示 (1)

名称,原材料名,内容量,期限,保存方法,製造者 など 健康被害に直結する内容もあるため特に注意が必要

熱量, たんぱく質, 脂質, 炭水化物, 食塩相当量 など 分析または計算等によって表示値を算出する 事業者の規模や取り扱い食品によっては、表示免除の場合がある

裏面で表示例をCheck!

一括表示

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉(国内製造)、砂糖、バター、卵、 ショートニング、食物油脂、脱脂粉乳/ 香料、乳化剤、膨張剤、(一部に小麦・ 乳成分・卵・大豆を含む)
内容量	40g
消費期限	枠外下部に記載
保存方法	高温多湿、直射日光を避けて保存
製造者	保健 太郎 岡山県倉敷市笹沖170 「保健菓子店」 086-434-9826

添加物

(問い合わせ先)

添加物、アレルギーなどについては

倉敷市保健所生活衛生課

〒710-0834 倉敷市笹沖170

TEL: 086-434-9826 FAX: 086-434-9833

MAIL: hlthyg@city.kurashiki.okayama.jp

- ・文字の大きさは原則8ポイント以上
- 原材料を重量順に記載
- ・ 重量割合上位1位のものは 原料原産地を表示
- ・「/(スラッシュ)」の後に添加物
- アレルギー表示を忘れずに!
- 枠外記載の場合は 具体的な表示場所を記載
- ・ 常温保存以外に特段留意すべき事項が ない場合は省略可能
- ・ 製造した人(個人名または法人名)と 製造した場所(県名から記載) ※屋号・電話番号は記載しなくてもよい

名称,原材料名,内容量などについては

倉敷市役所消費生活センター

〒710-8565 倉敷市西中新田640(本庁1F)

TEL 086-426-3922 FAX 086-426-0900

MAIL: consumer@city.kurashiki.okayama.jp

栄養成分表示

必ず「栄養成分表示」と表示

食品単位は100g, 100ml, 1食分, 1包装, その他の1単位いずれかを表示 (1食分の場合, 1食分の量を併記)

熱量及び栄養成分は必ずこの順番で表示

★表示する値は分析や計算等によって得ます

7	栄養成分表示(1袋あたり)								
	熱				量	142	kcal		
	た	ん	ぱ	<	質	2. 4	g		
	脂				質	8. 4	g		
	炭	水	. 1	匕	物	19. 3	g		
	食	塩	相	当	量	0. 23	g		

(推定値)

※栄養強調表示(低カロリー,減塩等の表示)をする場合,強調する熱量及び栄養成分も含めてすべての成分について,合理的な推定により得られた値(推定値)による表示はできません。



(問い合わせ先) 栄養成分表示

倉敷市保健所健康づくり課

〒710-0834 倉敷市笹沖170

TEL: 086-434-9868 FAX: 086-434-9805

MAIL: syokuiku@city.kurashiki.okayama.jp